

相模原市協働事業提案制度 審査基準

審査項目		審査の視点	得点
地域課題・市民ニーズ分析		地域課題を踏まえ、市民や地域のニーズを的確に捉えているか。	
先駆性		事業は、創意工夫が凝らされており、これまでにない新しい視点で取り組む、または市民が先進的に取り組んできた事業であるか。	
事業の妥当性	公共性（公益性）	不特定多数の市民の利益、または社会全体の利益につながるものであるか。	
	具体性	事業の内容や実施方法は具体的に考えられているか。	
	目標・成果設定	事業を行うことにより達成しようとする目標や成果は明確となっているか。	
	費用対効果	費用対効果の視点に立った検討がされているか。	
協働の必要性	必要性	課題解決のために協働という手法が必要とされているか、また提案団体の特性が活かされた提案となっているか。	
	役割分担	提案団体と市の役割分担が明確かつ妥当なものであるか。	
	効果	課題解決のために協働を行うことによって、相乗効果・波及効果、市民サービスの向上が期待できるか。	
実現可能性	実施能力	提案団体には、事業を遂行する能力（事業実施に必要な専門的な知識や技術、実績・体制など）があると認められるか。	
	相互理解	提案団体と市がそれぞれの特性の違い認め合い、共通の認識に立って事業を進めていくことができる事業となっているか。	
	予算の適当性	実現可能な予算の積算が行なわれているか。	
	プレゼンテーション能力	提案書やプレゼンテーションにおいて、事業のポイントや提案団体の熱意が、的確に伝えることができているか。	
事業の発展性		提案事業に継続性があるとともに、自主的な活動による発展性・将来性があるか。	
市民力・自治力の向上		提案事業は、多くの市民が関わりを持つなど、市民力や地域自治力の向上につながるか。	
合計点数			

※ 評価の点数は次のとおりとし、各項目5点（合計点数75点満点）とする。

評価	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない
点数	5	4	3	2	1